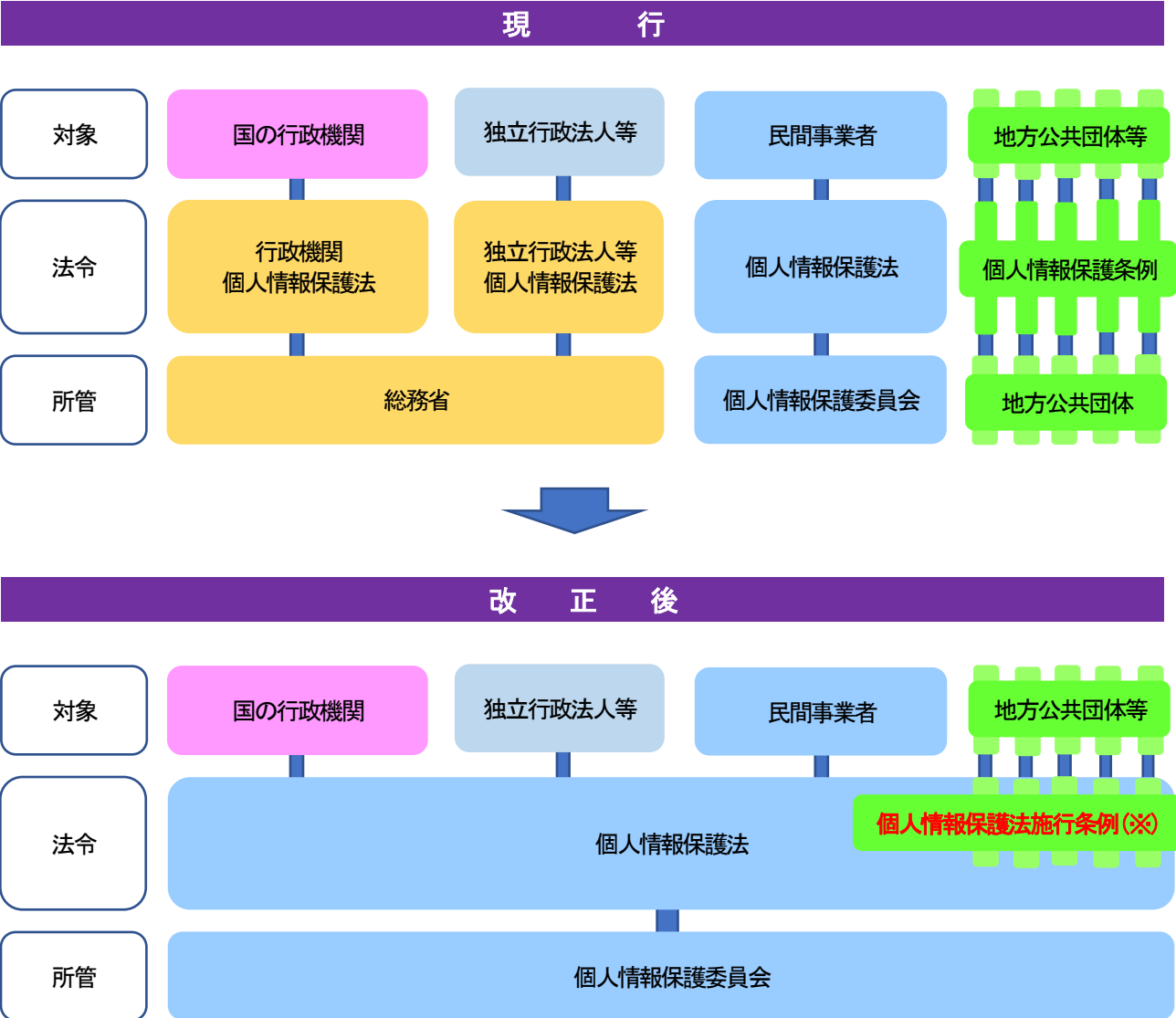


個人情報保護制度の改正について

1 個人情報保護法の改正の概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)が改正され、国の行政機関、独立行政法人等及び民間事業者においてこれまで別々の法律で運用されてきた個人情報の取扱いが統合されるとともに、地方公共団体等においても統合後の法律による全国的な共通ルールで運用され、全体の所管が個人情報保護委員会(内閣府外局の行政委員会)に一元化されます。

地方公共団体等については、令和5年4月1日から個人情報保護法が適用されますことから、現行の『舞鶴市個人情報保護条例』を廃止し、個人情報保護法の施行に関し必要な事項を定める『舞鶴市における個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例』を制定します。



※ 地方公共団体は、個人情報保護法により許容される範囲内において条例で必要な事項を定めることができるとされました。

2 現行の舞鶴市個人情報保護条例と個人情報保護法の主な相違点

(1) 実施機関の主体

現行の舞鶴市個人情報保護条例では、「実施機関」に議会を含めていましたが、個人情報保護法では、「地方公共団体の機関」から議会が除かれました。これは、行政機関個人情報保護法が国会などを対象としていなかったこととの整合性を図るためとされています。

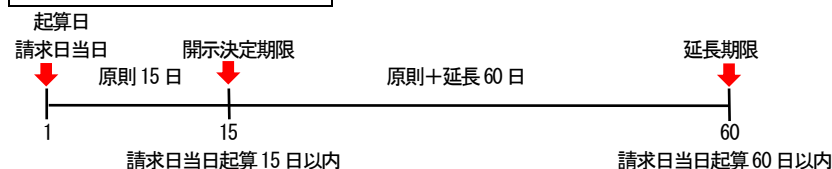
(2) 個人情報の定義

現行の舞鶴市個人情報保護条例では、「個人情報」の定義を「個人に関する情報」としていましたが、個人情報保護法では、「生存する個人に関する情報」とし、個人情報から死者に関する情報が除かれました。

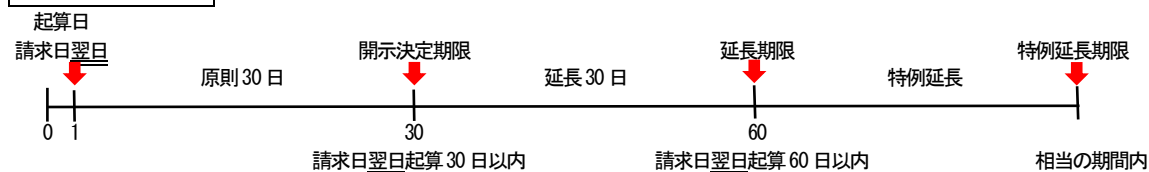
(3) 開示決定等の期限

現行の舞鶴市個人情報保護条例では、保有個人情報の開示請求に係る決定等の期限を「請求日から起算して15日以内、事務処理上の困難な場合等は請求日から起算して60日を限度として延長可能」としていましたが、個人情報保護法では、「請求日の翌日から起算して30日以内、事務処理上の困難な場合等は30日以内に限り延長可能」とされました。また、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量で、60日以内に全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、更に延長可能とする特例が設けられています。

舞鶴市個人情報保護条例



個人情報保護法



3 『舞鶴市における個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例』の内容

(1) 趣旨(第1条関係)

この条例は、個人情報保護法の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

(2) 定義(第2条関係)

ア この条例において使用する用語の意義は、個人情報保護法において使用する用語の例によるほか、イに定めるところによることとします。

イ 「実施機関」とは、市長、各行政委員会・行政委員及び消防長をいうこととします。

(3) 開示請求書の記載事項(第3条関係)

開示請求書には、個人情報保護法において①開示請求者の氏名及び住所又は居所、②開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項(行政文書等の名称)を記載することとしていますが、本市では、それらのほか実施機関が定める事項を記載するものとします。

(4) 開示情報(第4条関係)

個人情報保護法において、保有個人情報の開示請求があった場合に、開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものは不開示となりますが、その例外として、公務員の職及び職務遂行内容は開示することとしています。本市では、舞鶴市情報公開条例との整合性を図るため、それらに加え公務員の氏名も開示することとします。

(5) 手数料等(第5条関係)

保有個人情報の開示請求に係る手数料は、無料とします。ただし、写しの交付を受ける者は、当該写しに要する費用を負担することとします。

(6) 訂正請求書の記載事項(第6条関係)

訂正請求書には、個人情報保護法において①訂正請求者の氏名及び住所又は居所、②訂正請求に係る保有個人情報の開示日その他保有個人情報を特定するに足りる事項、③訂正請求の趣旨及び理由を記載することとしていますが、本市では、それらのほか実施機関が定める事項を記載するものとします。

(7) 利用停止請求書の記載事項(第7条関係)

利用停止請求書には、個人情報保護法において①利用停止請求者の氏名及び住所又は居所、②利用停止請求に係る保有個人情報の開示日その他保有個人情報を特定するに足りる事項、③利用停止請求の趣旨及び理由を記載することとしていますが、本市では、それらのほか実施機関が定める事項を記載するものとします。

(8) 審議会への諮問(第8条関係)

実施機関は、この条例を改正・廃止する場合、保有個人情報の安全管理措置の基準を定める場合等において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、舞鶴市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができるものとします。

(9) 施行の状況の公表(第9条関係)

市長は、毎年度各実施機関における個人情報保護制度の状況を取りまとめ、公表することとします。

(10) 委任(第10条関係)

この条例に定めるもののほか、個人情報保護法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定めることとします。

4 『デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例』の内容

(1) 舞鶴市個人情報保護条例の廃止(第1条)

(2) 舞鶴市情報公開条例の一部改正(第2条)

個人情報保護法の規定に合わせ、開示請求に係る行政文書が著しく大量で、60日以内に全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、更に延長可能とする特例を設けます。

(3) 舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正(第3条)

指定管理者(従事者を含む。)が遵守すべき法令について、「舞鶴市個人情報保護条例」を「個人情報保護法」に改めます。

(4) 舞鶴市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正(第4条)

保有個人情報に係る開示決定等に対する審査請求があった場合に舞鶴市情報公開・個人情報保護審査会に諮問をする根拠の法令について、「舞鶴市個人情報保護条例」を「個人情報保護法」に改めます。

(5) 舞鶴市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正(第5条)

舞鶴市情報公開・個人情報保護審議会の所掌事務について、「個人情報保護制度の運営に関する重要事項」及び「舞鶴市個人情報保護条例の規定により実施機関がその意見を聴くこととされた事項」を削り、3(8)による諮問事項を追加するものです。

(6) 舞鶴市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置(附則第2項から第9項まで)

ア 実施機関の職員等に対して課する職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、なお従前の例によることとします。

イ 施行日前に請求がされた保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例によることとします。

ウ 職員等が、正当な理由がないのに、施行日前に実施機関が保有していた個人情報ファイルを施行日後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとします。

エ 職員等が、その業務に関して知り得た施行日前に実施機関が保有していた保有個人情報を施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年

以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとします。

オ 施行日前に実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた法人等の代表者等が、その法人等の業務に関してウ又はエの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対してもウ又はエの罰金刑を科することとします。

カ 法人でない団体についてオの適用がある場合には、その代表者等が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人等とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用することとします。

キ ウ及びエは、舞鶴市の区域外においてウ及びエの罪を犯した者についても適用することとします。

ク 施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとします。

(7) 舞鶴市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置(附則第10項)

4(2)は、施行日以後にされた開示請求に対する決定について適用することとします。

5 施行期日 令和5年4月1日